

学校いじめ防止基本方針（ダイジェスト版）

平成 30 年 3 月改定

長崎県立大村工業高等学校

目指す生徒像

郷土及び国家に対する責任を自覚している生徒
社会の発展に寄与する生徒
社会に主体的に関わっていく生徒
自信や目標を持っている生徒

心身ともに健康な生徒
「知・徳・体」の調和のとれた生徒
一芸に秀でる生徒

いじめ防止への取り組み

【教職員】

- 報告・連絡・相談体制の確立
- 人権教育や生命尊重の教育の充実
- 諸活動に主体的に参加する生徒の育成
- 教育センターなどの外部機関との連携
- 校内研修の実施

- 生徒が相談しやすい雰囲気づくり
- 道徳教育・道徳の時間の充実
- 保護者との信頼関係づくり
- 学校基本方針の周知・評価・見直し

【生徒】

- いじめの実態理解
- いじめを生まない言動
- 積極的な諸活動への取組

【保護者】

- 家族団らん
- よりよい生き方への語らい
- 学校支援

早期発見への取組

【教職員】

- 報告・連絡・相談体制
- 定期アンケート調査
- 個人面談
- SC 派遣等を活用した相談体制
- 保護者との情報交換
- 相談機関等の周知

【生徒】

- 挨拶運動等
- 友人への相談
- 身近な大人への相談

【保護者】

- 子どもの様子の把握
- 学校の様子の把握
- 学校への情報提供

いじめ対策委員会

【役割】

- いじめ対策の年間計画
- いじめの相談・通報窓口
- 情報収集・記録・情報共有
- いじめ問題対応の中核

【校内構成メンバー】

校長・副校長・教頭・生徒指導主事・保健主事・教育相談主任・教務主任・学年主任・学科主任・生徒指導担当・教育相談担当・該当学年学科教員・養護教諭

【外部委員】

SC・育友会代表者・学校評議員
※事案に応じて、メンバーの中から必要メンバーを抽出し、いじめ対策委員会を開催する。その中核を教育相談主任とする。

いじめに対する措置

【教職員】

- いじめ対策委員会
- 事実の把握
- 被害生徒の安全確保
- 加害生徒への指導
- 保護者への協力要請
- 集団への働きかけ
- 事後指導の継続
- 教育センターなどの外部機関との連携

【生徒】

- 事実の報告
- SC 面談
- いじめ克服の努力

【保護者】

- 冷静な対応
- 落ち着きある行動への助言
- 【教職員・生徒・保護者】
- いじめ解消の要件の見極め

育友会及び関係機関等との連携

- 担任・保護者間の相互理解
- 開かれた学年育友会・学級育友会
- 積極的な広報活動
- 学年・学級育友会等でのいじめ防止研修
- 学校開放
- 学校評議員との相談
- 生徒・保護者への相談機関の紹介
- 警察・児童相談所等との相談

※SC…スクールカウンセラー

重大事態への対応

- 県教育委員会への報告
- 具体的な事実調査
- 生徒の学校生活の安定
- 職員の安定
- 適切な情報提供
- 育友会への説明
- 警察・児童相談所等との連携
- 報道機関への対応